

令和8(2026)年4月1日適用 介護人材確保・定着事業  
品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業 FAQ  
【令和8年4月1日版】



このFAQは、「品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業」の補助金交付に係る区内の介護サービス事業所・施設等を運営する法人関係者様からのよくあるご質問や想定されるご質問にお答えするため、現時点における品川区の見解をお示したものです。今後、本事業の実施・運用状況、本区の検討結果により、FAQの内容を変更する場合がありますので予めご承知おきねがいます。

## 1. 品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業について

項番	FAQ																				
<b>●全般</b>																					
101	Q	この補助金の補助対象を教えてください。																			
	A	<p>品川区内の地域密着型サービス事業所、指定管理者が運営する介護サービス事業所および品川介護福祉専門学校を運営する品川区社会福祉協議会が対象となります。要件および補助率により、以下のとおり申請区分が分かります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>月額上限(1戸あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>福祉避難所</td> <td>7/8</td> <td>71,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>災害時協定締結事業所</td> <td>7/8</td> <td>71,000円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>災害要件なし事業所 (その他の事業所)</td> <td>1/2</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>品川介護福祉専門学校</td> <td>10/10</td> <td>82,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助率	月額上限(1戸あたり)	①	福祉避難所	7/8	71,000円	②	災害時協定締結事業所	7/8	71,000円	③	災害要件なし事業所 (その他の事業所)	1/2	41,000円	④	品川介護福祉専門学校	10/10
	区分	補助率	月額上限(1戸あたり)																		
①	福祉避難所	7/8	71,000円																		
②	災害時協定締結事業所	7/8	71,000円																		
③	災害要件なし事業所 (その他の事業所)	1/2	41,000円																		
④	品川介護福祉専門学校	10/10	82,000円																		
102	Q	この補助事業の目的は何ですか？																			
	A	本事業は、区内の介護事業所を運営する事業者や品川介護福祉専門学校を運営する社会福祉法人品川区社会福祉協議会に対し、介護職員や品川介護福祉専門学校の学生等のための宿舍借り上げに要する経費の一部について補助金を交付することで、良好な就労・修学環境を整備し、介護人材の確保・定着を図りながら、地域の災害福祉拠点としての体制を整備することを目的とします。																			
103	Q	補助金対象になった場合、借り上げ宿舍に居住する介護職員の所得税はどうなりますか？																			
	A	介護職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが異なるため、お近くの税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ(タックスアンサー)でご確認ください。																			

## 2. 対象事業所、対象経費および申請区分について

項番	FAQ	
201	Q	介護保険サービスを提供する事業所のうち、対象事業所はどのような事業所ですか？
	A	<p>品川区内で介護保険サービスを提供する、以下に記載する事業種別の事業所が対象です(補助要綱第3条参照)。</p> <p>①介護老人福祉施設、②通所介護、③(介護予防)短期入所生活介護、④定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑤夜間対応型訪問介護、⑥(介護予防)認知症対応型通所介護、⑦(介護予防)小規模多機能型居宅介護、⑧看護小規模多機能型居宅介護、⑨(介護予防)認知症対応型共同生活介護、⑩地域密着型特定施設入居者生活介護、⑪地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、⑫地域密着型通所介護</p> <p>また、①～③の事業所については、品川区の指定管理施設であることが必要です。指定管理施設でない事業所については、東京都の「東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業」のご利用をご検討ください。</p>
202	Q	この事業における「福祉避難所」とはどのようなものですか？
	A	区民避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設のことをいいます。

	Q	この事業における「災害時協定締結事業所」とはどのようなものですか？
203	A	本事業の「災害時協定締結事業所」とは、災害時に①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」(①と②または①と③)を行うことが規定されている協定を区市町村と締結している事業所のことをいいます。(令和8年度時点において、高齢者福祉課では「災害時協定」の締結を行っておりません。)
	Q	「災害要件なし事業所(その他の事業所)」とはどのような事業所を指しますか？災害時協定のようなものを区と結ぶ必要はありますか？
204	A	福祉避難所および災害時協定を区と結んでいない事業所のことです。この区分で補助金を申請する場合は、災害時協定等の締結は必要ありません。
	Q	災害時協定の締結等を希望しているのですが、どのような手続きが必要でしょうか？
205	A	令和8年度時点において、高齢者福祉課では「災害時協定」の締結を行っておらず、今後当該協定の必要性を検討してまいります。詳細については、「高齢者福祉課支援調整係(電話:03-5742-6728)」まで、ご連絡ください。
	Q	地域の町会や自治会との災害時の支援について覚書を締結しています。この場合、「災害時協定締結事務所」として補助金を申請できますか？
206	A	「災害時協定締結事務所」として申請できません。この区分は、災害時に①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」(①と②または①と③)を行うことが規定されている協定を区と締結している事業所のことをいいます。 「福祉避難所」および「災害時協定締結事務所」に該当しない場合は、「災害要件なし事業所」でご申請ください。
	Q	災害時協定を締結した場合、対象職員のうち一部が災害時の従事ができないため、「災害時協定締結事業所」および「災害要件なし事業所(その他の事業所)」のそれぞれ区分で申請は可能ですか？
207	A	できません。「災害要件なし事業所(その他の事業所)」として、申請していただきます。
	Q	借り上げ宿舎の賃料以外に、補助対象となる経費はありますか？
208	A	補助対象となるのは、共益費(管理費)、礼金および更新料(手数料除く)のみです。 なお、敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料等は補助対象外となります。 ※共益費および管理費は、契約書等において異なる名称で記載されている場合があります。対象の可否についてご不明な点がある場合は、個別にご相談ください。
	Q	介護職員が3月途中で退職し、借り上げ宿舎から退居しましたが、宿舎はそのまま借り上げているため、賃料が引き続き発生します。その場合の補助額はどうなりますか？
209	A	本事業は、職員が宿舎に入居していることが補助要件となるため、退職日の翌日以降は補助対象外となります。 例えば、退職日が3月中の場合は、3月分の補助額について日割り計算を行い、入居していた日数分に相当する額と、補助基準額(1戸あたり82,000円)を比較し、いずれか少ない方の額に対して、8分の7(福祉避難所または災害時協定締結事業所の場合)または2分の1(災害要件を満たさない事業所の場合)を乗じた金額を補助します。

210	Q	補助基準額の1戸あたり月額82,000円までとは、1か月あたり82,000円の補助金が支給されるということですか？
	A	本事業では、当該年度に居住するために借り上げた宿舎に対して対象法人が支出した経費(補助対象経費)が、補助対象となります。 補助対象経費と補助基準額(1戸あたり月額82,000円)を比較し、いずれか少ない方の額に対して、10分の10(品川介護福祉専門学校)、8分の7(福祉避難所および災害時協定締結事業所の場合)、2分の1(災害要件を満たさない事業所の場合)を乗じた金額を補助額とします。 なお、補助対象経費から補助額および本人負担額を差し引いた残額が、法人負担額となります。
211	Q	申請時、礼金・更新料はどのように計算しますか？
	A	借り上げ宿舎に対して支払った礼金および更新料については、当該年度の礼金・更新料の金額および補助対象月数を入力することで、自動的に按分され、12か月分として計上されます。 なお、補助対象月が12か月未満の場合は、「品川区介護職員宿舎借り上げ経費補助事業 事業計画書(宿舎別)」のシートにおいて、補助対象外の月に該当するセル内の数値を削除してください。交付申請や実績報告時も同様にシートを作成してください。  【例1】 補助期間の開始月が9月であり、8月に礼金100,000円を支払った場合は、100,000円を当該年度内の補助対象月数(9月～翌年3月の7か月)で除した額14,285円(最終月では端数調整)が入力されます。なお、4月から3月までのセルに自動入力されるので、4月から8月までのセル内の数値は削除してください。  【例2】 補助期間が1年間で、10月に更新料100,000円を支払った場合は、100,000円を当該年度の補助対象月数(4月～翌年3月の12か月)で除した額8,333円(最終月で端数調整)が入力されます。
212	Q	令和8年4月分の賃料は令和8年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっておりますが、今年度(令和8年度)の補助金の対象となりますか？
	A	補助対象は、当該年度の入居期間に係る経費となります。そのため、4月分の賃料を前年度である3月に支払った場合であっても、当該年度の経費として補助対象となります。実績報告において、提出する払込証明書に本年度分の経費であることがわかるよう対象月等にご記載ください。また、対象経費を支払ったことがわかる書類を併せてご提出ください。
213	Q	前年度に支払いをした礼金や更新料は、今年度の補助金の対象となりますか？
	A	礼金については、前年度に支払ったものであっても補助対象となります。 更新料については、今年度の助成期間内の賃貸借契約の更新に係る場合のみ、補助対象となります。  【礼金の取扱い】 <例1> ・補助期間開始日:令和8年4月1日 ・礼金支払日:令和8年3月15日 ⇒ 補助対象となります(支払日は前年度であっても、対象期間に係る礼金であるため)。  【更新料の取扱い】 <例2> ・補助期間開始日:令和8年6月1日 ・契約更新日:令和8年6月1日 ・更新料支払日:令和8年5月25日 ⇒ 補助対象となります(契約更新が助成期間後のため)。  <例3> ・補助期間開始日:令和8年6月1日 ・契約更新日:令和8年5月1日 ・更新料支払日:令和8年4月25日 ⇒ 補助対象外となります(契約更新が助成期間外であるため)。

214	Q	介護職員が3月半ばで自宅を購入し、宿舍から退去するため、賃貸借契約を解除しました。3月分の賃料は日割りで支払いますが、その場合の補助額はどれになりますか？
	A	実際に支払った額と、日割り計算により算出された額のいずれか少ない方と、補助基準額(1戸あたり82,000円)を比較し、そのうち最も低い額に対し、8分の7(災害時協定締結事業所の場合)または2分の1(災害要件を満たさない事業所の場合)を乗じた金額を補助額とします。 日割り計算を行う際は、必ず「記入例」を参照のうえ、様式に添付の「日割り計算シート」を使用し、算出してください。

### 3. 対象者および対象宿舎について

項番	FAQ	
301	Q	この手当の対象となる職員の要件はどのようなものですか？
	A	対象となる職員の要件は以下のとおりです。なお、「福祉事務所」・「災害時協定締結事務所」として申請する場合は①～③全て、「災害要件なし事業所(その他の事業所)」として申請する場合は①～②を満たす必要があります。 ①品川区内の介護保険サービス事業所を運営する法人から直接雇用を受け、当該事業所で勤務する職員であること。 ②介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員または計画作成担当者であること。なお、非常勤職員も所定労働時間の週20時間以上であれば対象になります。 ③災害対策上の業務に従事する職員であること。
302	Q	品川区外の宿舎も対象となりますか？
	A	対象となります。ただし、「福祉事務所」または「災害時協定締結事務所」として申請する場合は、宿舎が事業所の半径10km圏内であることが必要となります。「災害要件なし事業所(その他の事業所)」については、宿舎の所在に関する条件はありません。
303	Q	シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？
	A	入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の補助となります。なお、複数で居住している場合、家賃等から全員の負担分の合計額を除いた額が補助対象経費となります。なお、補助対象額の積算は居住実態に応じて異なるため、ご不明点があれば個別にご相談ください。
304	Q	当法人の事業所は、宿舎借上げ経費補助事業の対象となる複数の事業種別について、指定を受けています。この場合、補助対象となる戸数はどのように取り扱われますか？
	A	対象戸数は事業所単位で判定されます。この場合、複数の事業種別の指定を受けていても、事業所としては1事業所に該当するため、補助対象戸数は4戸となります。
305	Q	地域密着型通所介護事業所と訪問介護事業所が併設しており、いずれも福祉避難所です。双方のサービスで兼務している職員は対象となりますか？
	A	主たる勤務先が地域密着型通所介護事業所であり、当該職員が対象職種として所定労働時間が週20時間以上かつ災害対策上の業務に従事する場合は、本事業の対象となります。なお、主たる勤務先が訪問介護事業所である場合は、『東京都介護職員宿舎借上げ支援事業』の対象となり、申請先は東京都福祉保健財団となりますのでご注意ください。
306	Q	当該介護職員に、住居手当や東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当等を支給している場合はどれになりますか？
	A	住居手当を支給している場合は、本事業の対象外となります。ただし、借上げ宿舎に入居している期間中に住居手当の支給を停止している場合は、対象となります。 なお、補助期間中に誤って住居手当を支給した場合には、当該職員から当該手当の返還を受ける必要があります。また、本事業の補助を受けている宿舎の入居者(同居人を含む)については、東京都が実施する「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当」や品川区が実施する「品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当」など、事業者が雇用する職員を対象とした居住支援を受給している場合、対象とはなりません。

	Q	単身者のみを対象としていますか？
307	A	単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいる場合も対象となります。ただし、同居人が住居手当等を受給している場合は、補助対象外となります。
	Q	借り上げ宿舎に入居していた介護職員が補助対象外職種に変更となった場合や、対象職員が入居中に補助対象外事業所に人事異動となった場合はどうなりますか？
308	A	対象外の職種または事業所へ異動となった場合は、補助対象外となります。同一の宿舎番号で補助を継続して受ける場合には、入居者の変更、または宿舎・入居者の双方の変更手続きを行う必要があります。なお、当該変更は交付決定後は受け付けられませんので、ご注意ください。
	Q	外国籍の職員が居住する場合は、補助対象となりますか？
309	A	補助対象入居者としての要件を満たしている場合は、補助対象となります。
	Q	補助を受けている職員が傷病休暇を取得したり、産休・育休の取得等により長期間休業する場合は、引き続き補助を受けることはできますか？
310	A	休業以前まで補助対象者だった職員であれば、補助を受けることは可能です。ただし休業期間中、借り上げ宿舎に不在となる(居住していない)場合には対象外となります。このような場合は、個別にご相談ください。
	Q	職員が転居し、その宿舎に別の職員が住むことになりました。その職員を対象にして、引き続き補助を受けることは可能ですか？
311	A	入居者の変更となった場合であっても、当該職員が補助要件を満たしていれば、補助対象となります。また、同一職員が住居を変更した場合でも、転居先の住居が補助条件を満たしていれば、引き続き補助対象となります。なお、交付決定後の変更は受け付けられませんので、ご注意ください。
	Q	戸建て住宅を借り上げ、介護職員(補助対象入居者)3名が居住していますが、この場合3戸分の補助金が受給できますか？
312	A	できません。戸建て住宅の場合は1戸とみなしますので、対象となる入居者が3名いても1戸分の補助となります。なお、複数で居住している場合、家賃等から全員の負担分の合計額を除いた額が補助対象経費となります。
	Q	法人が所有している宿舎は対象となりますか？
313	A	なりません。法人および法人の役員が所有する物件は、対象外です。
	Q	賃貸借契約の名義が入居者になっていますが、対象となりますか？
314	A	対象になりません。法人名義で賃貸借契約を締結する必要があります。
	Q	入居確認はどのようにするのですか？
315	A	住民票の写しを提出していただきます。また、実績報告時に「実績報告時雇用・在籍状況等証明書」を提出していただきます。
	Q	「法人の役員」は補助対象外とのことですが、管理者(施設長)は対象とならないのですか？
316	A	法人の役員でない管理者(施設長)が、兼務により介護職員等の対象職種として配置されている場合は、補助対象となります。ただし、当該職種における所定労働時間として週20時間以上であることが要件となります。
	Q	法人と職員間で入居契約を交わす必要はありますか。また、申請区分の「福祉避難所」および「災害協定締結事務所」の「災害対策上の業務に従事する」職員について、法人と職員間で災害対策上の業務に従事する旨の契約を交わす必要がありますか？
317	A	補助金の申請にあたり提出する「入居確認および雇用証明書」は、法人と入居者との間で入居契約を締結していること、また当該入居者が災害対策上の業務に従事することを確認した事実を証明する書類となりますので、書面等であらかじめ双方で確認してください。

318	Q	借り上げ宿舎に住所変更等の届出(転入届等)をしていませんが、届出をしなければなりませんか？
	A	住民票によって入居の確認がとれるものに限り補助対象となります。借り上げ宿舎の住所地に、すみやかに住所変更等の届出をしてください。
319	Q	交付申請書を提出する前に、退職してしまった職員も補助対象となりますか？
	A	補助対象の要件を満たしている期間については、補助対象です。ただし、交付申請時に退職日の6か月以内の「住民票の写し」および「雇用証明および入居確認書」をご提出いただきますので、職員の在籍中に取得しておいてください。
320	Q	当施設には介護職員が8名(うち外国人介護職員5名)います。8戸分の補助金が受給できますか？
	A	補助対象戸数の上限は、1事業所あたり4戸までとします。 ただし、外国人介護職員に係る戸数については、この限りではありません。なお、住民票等の資料提示をもって各在留資格の状況を確認します。該当する外国人介護職員の申請にあたっては、在留資格によって提示資料が異なりますので、申請書等にある提出書類一覧をご確認ください。  ※外国人介護職員とは、「在留資格介護」、「特定技能(介護)」、「技能実習(介護)」、「留学生」および「EPA介護福祉士候補者等」に該当する職員を指します。なお、外国人介護職員であっても、当該職員の所定労働時間が20時間以上であることが必要です。
321	Q	事業計画書(宿舎別)等に記載されている同一宿舎の補助対象者とは何ですか？
	A	項番301の要件を満たす職員のことを指します。該当シート内の所定欄に当該職員の情報に記載してください。

#### 4. 補助対象期間について

項番	FAQ	
401	Q	補助対象期間の上限はありますか？
	A	同一職員が本事業の補助を受けられるのは、最大で10年間(補助開始年度を含めて10か年度)までです。 例) ・令和8年4月1日補助開始の場合 ⇒ 補助対象期間終了日: 令和18年3月31日(令和17年度末)(予定) ・令和8年10月1日補助開始の場合 ⇒ 補助対象期間終了日: 令和18年3月31日(令和17年度末)(予定) ※令和18年9月30日ではありませんのでご注意ください。  【留意事項】 ・一度補助が開始されると、補助終了年度(補助対象となる最大期間の終期)は自動的に確定します。補助開始後に補助を受けない期間があっても、終了年度が延長されることはありません。 ・補助期間の終了日は、補助開始月にかかわらず、補助終了年度の末日(3月31日)となります。 ・申請は年度ごとに行っていただきます。
402	Q	補助期間の開始日はいつになりますか？
	A	補助期間の開始日は、下記(1)～(3)のうち最も遅い日の翌月初日です。(1)～(3)のうち、最も遅い日が月の初日の場合は、当該月から補助開始となります。なお、当該日が補助対象年度より前である場合には、当該年度の初日(4月1日)を補助開始日とします。  (1)対象入居者の採用日(入職日) (2)賃貸借契約書に記載された契約開始日 (3)住民票に記載されている住定日(転入日、転居日等)  例:(1)4月1日、(2)5月15日、(3)5月17日の場合 →上記(1)から(3)では(3)の日程を基準とし6月1日より補助開始となります。

403	Q	入居者が転居し、補助金の対象外となりました。その場合補助期間の終了日はいつになりますか？
	A	補助期間の終了日は原則、転居後の住定日の前日になります。
404	Q	6月1日付採用の介護職員ですが、5月1日から借り上げ宿舎に入居を開始している場合、5月分は対象となりますか？
	A	採用前の入居期間については補助対象外です。

## 5. 申請手続・申請スケジュールについて

項番	FAQ	
501	Q	宿舎と入居者はいつまでに確定する必要がありますか？
	A	交付申請書の提出時までには宿舎、入居者を決めていただく必要があります。
502	Q	補助金はいつ頃交付されますか？
	A	翌年度の4月下旬から5月上旬を予定しています。
503	Q	提出する住民票に必要となる記載事項は何ですか？
	A	借り上げ宿舎への入居を確認するため、住民票により確認を行います。 そのため、氏名・生年月日・性別・住所(現住所および前住所)・住所を定めた日(転入日等)が記載された、本人のみの住民票(世帯の一部または世帯全員)をご提出ください。 なお、個人番号(マイナンバー)の情報が記載されている住民票は受付できませんので、ご注意ください。
504	Q	借り上げ住宅に新たに入居したなど計画書提出時から計画内容が変更となり、補助対象額が受領した内示通知書の内示額を超えてしまう場合は、どのように対応したらよいですか？
	A	補助金の交付予算の都合上、計画書の提出後から交付申請までの間に、補助金の対象額が内示通知書に記載された内示額を超える場合は、恐れ入りますが、至急「高齢者福祉課 介護人材定着支援担当」までご相談ください。(内示額を超えない場合は、ご連絡いただく必要はありません。) なお、交付決定後の変更は原則として認められませんので、その点もあわせてご留意願います。
505	Q	実績報告書の「補助金所要額」とはどのような意味ですか？
	A	事業者の皆様が宿舎借り上げを行うためにかかる費用のうち、補助金としてもらえる予定の金額です。
506	Q	提出書類「借り上げに係る経費支払書」としてどのような書類が必要ですか？
	A	法人が該当宿舎に関する賃料・礼金等を支払ったことが確認できる書類が必要です。具体的には以下のような書類となります。 ・賃貸借契約書記載の振込先に振込をしたことがわかる振込利用明細(合算で支払の場合は詳細の書かれた請求書等も添付) ・当該宿舎に係る経費の引き落としが確認できる通帳の写し ・当該宿舎のものと分かる法人宛の領収書 ・通帳に「チンリョウ」等支払先が記載されていない場合は、「口座振替依頼書」「賃貸保証委託契約書」等  なお、WEB振込明細を経費支払書とする場合、閲覧可能期間が定められている場合がございますので、予め保管していただくようお願いいたします。 ※不動産会社からの請求書のみや、法人内の会計書類「勘定元帳」のみでは経費支払書とはなりません。必ず賃料や礼金等を支払ったことがわかる書類を提出してください。
507	Q	補助金交付決定後から賃借料や入居者負担額額などが変わった場合、実績報告書(宿舎別)には変更後の金額を記載すればよいですか？
	A	実績報告書(宿舎別)には、変更があった月以降の金額を、変更後の内容に基づいてご記載ください。 なお、変更後の補助対象額が交付決定額を超えた場合、超過分は補助対象外となりますので、あらかじめご承知おき願います。

## 6. 介護福祉専門学校在籍生について

項番	FAQ	
601	Q	この手当の対象となる学生の要件はどのようなものですか？
	A	<p>対象となる学生の要件は以下のとおりです。</p> <p>① 品川介護福祉専門学校に在籍する者(学生)</p> <p>② 借り上げ宿舎に入居している者(学生)</p> <p>③ 借り上げた宿舎の1か月あたりの賃料(共益費含む)の4分の1を負担している者(学生)</p> <p>例:家賃8万、共益費4千円の場合 →8万4千円の4分の1の2万1千円を学生が負担している必要があります。</p>
602	Q	学生が外国人の場合でも対象になりますか？
	A	本校に在学している学生である場合は、外国人でも対象となります。
603	Q	補助率および補助上限額はいくらですか？
	A	補助率は10分の10です。 補助基準額82,000円の10分の10となりますので、82,000円が上限の補助額となります。
604	Q	学生の戸数上限は何戸になりますか？
	A	4戸(留学生含む)となります。
605	Q	学生本人が契約している部屋は対象になりますか？
	A	法人が借り上げた宿舎でなければ補助対象外です。
606	Q	在籍中に休学した場合、補助の継続は可能ですか？
	A	休学の内容および期間により判断しますので、事前にご相談ください。